

# 子ども・子育て支援のための活動を応援します！

～市民社協子ども応援助成子育て支援の場(令和5年度上期募集)～



双子や三つ子を育てる親同士の交流会を  
やりたい！！

子どもの夜泣きに悩む親の勉強会を開催したい！！



市民社協では、子育て支援の活動を行うボランティア団体への助成事業があります。上記の他にも「ダウン症児についての講演会の開催」「発達が心配な子どもの保護者の交流会」など子育ての悩みや福祉的なニーズのある活動が対象です。詳しくはご相談ください。

(令和4年度実績：4団体計約40万円)

**内容：**武蔵野市内で行われる18歳未満とその保護者を対象とした活動

※子どもの文化的な活動や社会教育体験活動のみを目的とするものは対象外

**対象団体：**会則または規約のある団体

**上限額：**年1回の活動5万円／左記以外の活動10万円

※障害児のための活動は、年1回の活動7万円／左記以外の活動15万円

**審査：**提出書類等を基に、市民社協にて審査の上、助成の可否を決定します。

【審査のポイント】

「事業の必要性」「助成の必要性」「予算の適切性」「実行可能性」の4項目を基準に、

**民間企業では採算の合わない活動で、福祉的なニーズが高い活動を優先します。**

子育て世帯を対象とした「クリスマス会」「ハロウィンパーティ」等のイベントよりも

**特に地域における継続的な子育て支援に関する活動や子育て環境がマイノリティと思われる内容の活動が優先されます。**

**締切：**令和5年6月6日(火)までに裏面の提出書類を市民社協にご提出下さい。

※「食事」、「学び」、「遊び」でつながる場の支援は、別の助成事業があります。

併用も可(ただし、併用していない団体を優先する場合があります)詳細はコチラ⇒

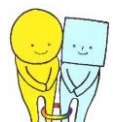


## 【問い合わせ・申請書提出先】

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協)

TEL: 0422-23-0701 FAX: 0422-23-1180 Email: [shimin@shakyou.or.jp](mailto:shimin@shakyou.or.jp)

※本事業は市民社協が武蔵野市から委託を受けて実施しています



市民社協キャラクター  
あいあい

## 助成事業の流れ

### ①事前相談

まずは市民社協にご相談ください。

### ②申請書作成・提出（締切：6月6日（火）17時必着）

締切日までに市民社協まで郵送または持参にて提出してください。書類の不備があった場合は、後日再提出していただきます。再提出の締切も6月6日となりますので、ご注意ください。

#### 【提出書類】

- (1) 交付申請について（第1号様式）
- (2) 交付申請書（別紙1）
- (3) 申請事業計画書（別紙2-1）
- (4) 今年度団体の事業計画書（別紙2-2）
- (5) 申請事業収支予算書（別紙3）
- (6) 前年度団体の事業報告書（別紙4-1）
- (7) 前年度団体の収支決算書（別紙4-2）
- (8) 団体構成員名簿（別紙5）
- (9) 会則・規約等
- (10) 団体のパンフレットなど

申請書類は市民社協ホームページよりダウンロードできます ↓



※(1)～(8)は、異なる様式での申請は書類不備とみなし、受理できません。(1ページに収めてください)

※メールでの提出を希望する場合は、必ず電話で連絡の上、裏面下のメールアドレスに書類をお送りください。(※メールの受信エラー等の理由で締切を過ぎても受理できませんのでご注意ください)

### ③市民社協内で審査（6月中旬予定）

場合によっては、申請事業について、ヒアリングをさせていただくことがあります。

### ④助成金交付決定（6月下旬予定）

交付決定通知が届いたら助成金交付請求書の提出をお願いします。その後、指定の口座に振込みます。

### ⑤事業開始

申請事業の実施予定日、予定回数、会場の変更等があった場合は必ず市民社協にご連絡ください。

事業でチラシを作成した場合は、市民社協に20部お持ちください。

予算に余裕がある場合は  
10～11月にも募集します

#### <注意事項>

- ◆申請事業の実施時に印刷物を発行する際には、「本事業は、市民社協の子ども・子育て支援助成の財源を充てています。」と記載して下さい。
- ◆市民社協の後援申請は、許可までに2～3週間くらいかかることがあります。必要とする場合は、早めにお知らせください。

### ⑥事業終了

市民社協に「実績報告書」「収支報告書」「活動の写真」を提出してください。

※令和6年4月15日までに提出がない場合は、令和6年度の申請はできません。必ずご提出ください。

※活動の写真は広報紙等で公表する場合があります。